

# お知らせ

## 介護保険負担限度額の申請について

問健康福祉課 ☎(57)4173

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用の1割または2割を負担するほかに、居住費・食費を負担することになります。ただし、所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。**対象者**

次の①から③をすべて満たす方が対象となります。

- ①要介護(要支援)認定を受けており、ご利用者が所属する世帯全員が町民税非課税の方
  - ②配偶者が町民税非課税の方(世帯が同じかどうかは問わない。)
  - ③預貯金等の金額が次の基準額を超えない方
    - ・配偶者のいる方 ……合計2千万円
    - ・配偶者のいない方 ……1千万円
- 申請に必要なもの
- ・本人と配偶者の印鑑
  - ・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し

※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高(申請日より2か月以内に記帳されたもの)が分かるようにお願いします。

・その他投資信託・有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し  
 ・負債がある場合は借用証明書  
 の写し(預貯金額等から差し引きます。)

※配偶者がいない場合は、上記添付書類はご本人分のみになります。

・金融機関への照会に対しての同意書に本人と配偶者の署名・捺印をいただきます。

### 留意点

- ・申請書類に不備があると受付ができませんので、よく確認して申請をしてください。
- ・認定期間は、申請のあった月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日までです。
- ・前年度の所得が未申告の方は、町税務課にて申告を済ませてから申請をしてください。
- ・毎年更新の手続きが必要です。施設入所やショートステイの利用の見込みがある場合には、早めに手続きをしてください。なお、一度申請をして非該当

になった方でも、その後、世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能です。再申請をしてください。

・平成28年8月からは課税年金(老齢年金など)の他、非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定することになります。

### 利用方法について

利用する施設に「介護保険負担限度額認定証」を必ず提示してください。

※提示しない場合には、居住費・食費の軽減対象になりませんので、ご注意ください。

## からだスッキリ教室 塩分に気をつけた食事編

問健康福祉課 ☎(57)4171

塩分に気をつけたからだスッキリな食事の話、ミニ調理実習を行います。希望者には後日塩分測定もあります。

- 日 9月8日(金)13時30分～15時
- 所 町公民館
- 対 町在住者
- 定 先着15人
- 容 講話、ミニ調理実習(試食2

品程度)、希望者には別日に尿中塩分測定を実施

### 無料

持ち物 三角巾、エプロン、筆記用具、お手ふき

- 申 8月1日(火)～31日(木)電話または直接問い合わせ先まで(土日祝日は除く)
- 講師 健康福祉課管理栄養士

## 献血にご協力ください

問健康福祉課 ☎(57)4171

血液は人工的に作ることはできません。一人でも多くの人を救うため、みなさまのご協力をお願いします。

- 日 8月8日(火)10時～12時
- 所 町保健センター
- ※全血献血のみです。成分献血はありません。



健康キャラクター ぎんぎょちゃん